

## 余裕期間制度に係るQ&A

### 1 余裕期間制度の運用にかかるもの

Q1-1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

A1-1 余裕期間とは、契約締結日から工期の始期日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。なお、伊勢原市が発注する工期の余裕期間は、4ヶ月を超えない範囲内で設定します。

Q1-2 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと（契約締結日を工期の始期日とすること）はできますか。

A1-2 発注者指定方式では、原則として発注者が特記仕様書等で定めた工期の始期日まで工事着手はできませんが、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者との協議により双方が合意できれば、工期に係る契約を変更することは可能です。

任意着手方式では、発注者が示した工期の始期日期限までの間で、受注者が任意に工期の始期日を設定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。なお、この場合においては契約書上、工期の始期日と契約締結日は同じ日が記載されることとなります。

Q1-3 発注者指定方式において、契約締結後に受注者側の都合により、工期の始期日を変更することは可能ですか。

A1-3 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することは可能です。また、契約締結後に、発注者側の都合により工期の始期日を変更することについても、前記と同様です。

Q1-4 「実工期」は変更できないとありますが、通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工期の始期日後に工事の終期日を変更することは可能ですか。

A1-4 一般的な工事と同様、変更は可能です。

### 2 余裕期間内にできること

Q2-1 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A2-1 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、監理技術者等の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

#### 【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備

- ・現場の下見（具体については、次の問いを参照）
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q2-2 余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

A2-2 準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらぬ下見は可能です。工事の準備行為に当たらない現場の下見については、工期の始期日までの間は、発注者にご相談の上、行ってください。

Q2-3 余裕期間内に行える関係者との協議と、行えない関係者との協議の違いは何でしょうか。

A2-3 労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備など、余裕期間内に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、Q2-1【余裕期間内にできない作業の例】のような協議については、工期の始期日後に行う必要があります。

Q2-4 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

A2-4 施工体制確保のために、余裕期間内に下請け契約はできます。

Q2-5 余裕期間中の現場の管理は、誰が行いますか。

A2-5 余裕期間中の現場の管理は発注者が行いますので、受注者の現場管理は、工期の始期日から発生します。

Q2-6 余裕期間と準備期間の関係は。

A2-6 余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実施工期とは関係ありません。一方、準備期間は実施工期の一部であり、工種区分等を踏まえて設定します。

### 3 配置予定技術者の取扱い

Q3-1 監理技術者等と現場代理人は、いつ配置しなければいけませんか。

A3-1 余裕期間内は、工事着手前であるため、監理技術者等の配置を要しません。また、現場代理人においても同様の考え方で配置しないこととします。工事請負契約約款第 11 条に定める監理技術者等及び現場代理人の氏名等の必要な事項を工事着手にあたり提出してください。

Q3-2 監理技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できますか。また、現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事することができますか。

A3-2 監理技術者等については、両工事ともに専任を要する場合であっても、余裕期間中は監理技術者等の配置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。また、現場代理人については、両工事とも常駐を要する場合であっても、余裕期間中は現場代理人の配置を要しませんので、契約中の他の工事に常駐することができます。

Q3-3 受注している工事の完成を見込んで、余裕期間設定工事を契約した場合、万が一、前の工事が予定どおり完成せず、配置予定技術者を工期の始期日から配置することができなくなった場合は、どうなりますか。

A3-3 余裕期間制度では、契約締結日から工期の始期日前であれば、監理技術者等の配置は不要ですが、工期の始期日後は監理技術者等の配置が必要です。このため、受注している工事の完成を見込んで、余裕期間設定工事を契約した場合は、複数名分の配置予定技術者等調書を提出することや、任意着手方式の場合は工期の始期日限までの間で工期の始期日を変更するなどの対応が必要です。また、病気や休業など、真にやむを得ない場合であって、発注者が承認した場合は、配置技術者を交代することも可能です。なお、交代も含めて、工期の始期日に監理技術者等が配置できない場合は、契約解除となります。

Q3-4 余裕期間中に監理技術者等を配置してはいけませんか。

A3-4 余裕期間中は、監理技術者等を設置した上での準備等を行わないこととします。監理技術者等が配置できる体制が整う時点を工期の始期日とし、準備等を進めてください。

Q3-5 落札候補者に求められる配置予定技術者等調書を、複数名分提出することはできますか。また、変更は可能ですか。

A3-5 できます。工期の始期日に配置する可能性がある監理技術者等が複数名いる場合等は、複数名分の配置予定技術者等調書を提出してください。

また、Q3-8 などやむを得ない事情で、かつ、余裕期間内であれば、変更も可能です。

Q3-6 既発注工事の監理技術者等の専任期間の終了は、①工事完成届提出日、②工事完成検査日、③完成検査結果通知日のどれになりますか。

A3-6 監理技術者制度運用マニュアルによれば、「元請が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本」とされていますので、専任期間の終了は契約工期となります。

Q3-7 余裕期間設定工事であっても、監理技術者等及び現場代理人の兼務は可能でしょうか。

A3-7 余裕期間設定工事であっても、兼務要件を満たせば、監理技術者等及び現場代理人ともに兼務は可能です。

Q3-8 配置予定技術者を工期の始期日から配置することができなくなった場合、監理技術者等の変更はできますか。

A3-8 配置予定技術者を当該工事に配置することが原則です。

しかし、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡及び退職等、真にやむを得ない場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。その場合、工事発注概要書に係る要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません。

Q3-9 CORINS はいつまでに登録すれば良いですか。また、登録する工期や技術者情報の従事期間は、どの期間で登録すればよいですか。

A3-9 CORINS の登録は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録してください。登録する工期については、余裕期間を含めた「契約工期」と余裕期間を除いた「実工期」を登録してください。また、工事及び技術者情報の従事期間は、実工期を登録してください。

Q3-11 配置予定技術者を複数名用意しても、想定と違う技術者を配置することになれば、CORINS を変更する必要が生じるのではないのでしょうか。

A3-11 当初の想定していた監理技術者等が配置できないのであれば、CORINS の変更は必要です。

4 任意着手方式における工期通知書及び工期の始期日にかかるもの

Q4-1 「工事着手日通知書」はどこに提出すればよいですか。

A4-1 現場説明書「工事担当」に記載された部署へ提出してください。

Q4-2 「工事着手日通知書」の提出は、いつまでに行う必要がありますか。

A4-2 遅くとも契約締結日までとなります。

Q4-3 工事着手日通知書に記載する工期の終期日は、どのように決定すればよいですか。

A4-3 受注者が工期の始期日期限の前に工期の始期日を定めた場合、工期の終期日（施工期限）は、受注者が決定した工期の始期日から工期の始期日期限の前日までの日数分を、発注者が設計図書で示した工期の終期日から差し引いて決定してください。

Q4-4 工期の始期日期限（ゼロ市債の工事の場合、4月1日）に工事着手することは可能ですか。

A4-4 可能です。但し、工期の始期日期限を越えることはできません。

Q4-5 工期の始期日を工期の始期日期限より前にした場合、工事の完成期限を前に変える必要がありますか。

A4-5 工期については、工期の始期日期限から工事着手した場合に、工事に必要な期間を見込んで完成期限を設定しているため、工期の始期日を工期の始期日期限より前に選択した場合は、工事の完成期限も前に変える必要があります。

Q4-6 契約締結後に工期の始期日の変更をすることはできますか。

A4-6 工期の始期日期限までの間で改めて工期の始期日を決定した上、工事の完成期限と併せて、契約の変更を行うことができます。この場合、工事請負契約約款第24条に基づく工期の変更とし、変更契約を締結してください。

Q4-7 既発注工事の完了日が予定より遅れたために、工期の始期日以降となった場合、工期の始期日以前の日であれば工期の始期日を変更してよいでしょうか。

A4-7 工期の始期日の変更は可能です。なお、工期の終期日も変更されるため、契約変更が必要となります。

Q4-8 前問の場合において、工期の始期日を工事着手期限日の翌日としてもよいでしょうか（例えば、ゼロ市債の工事の場合、4月1日以降の4月2日としてもよいか）、その場合、工事の完成期限も変更するのでしょうか、それともそもそも契約解除でしょうか。

A4-8 工期の始期日期限の翌日（ゼロ市債の工事の場合、4月2日）以降の工事着手は、工期の始期日期限を越えるためできません。遅くとも工期の始期日期限までに工事着手がで

きなければ、契約解除となります。

## 5 契約保証・前金等の支払いについて

Q5-1 契約保証の保証会社との手続きに変更はありますか。

A5-1 余裕期間設定工事においても契約締結日から工事完成期限までを保証期間とする保証会社もありますが、会社により取扱いが異なる場合もありますので、詳しくは保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q5-2 前金保証の期間について、保証証書に記載する工期は工期の始期日から工期の終期日（実施工期）、請負契約日は契約締結日ということでしょうか。

A5-2 保証証書に記載する保証期間について、工期は契約締結日から工期の終期日、請負契約日は契約締結日としてください。

Q5-3 前金払の支払い可能時期は、いつからですか（契約締結日以降か、それとも、工期の始期日以降か）。

A5-3 契約締結日以降となります。ただし、ゼロ市債の工事の場合、契約締結日が4月1日より前であったとしても、4月1日以降でないと、前払金の支払いはできませんので、注意してください。

Q5-4 中間前金払の支払い要件である「工期の2分の1」の「工期」には余裕期間は含まれますか。

A5-4 含まれません。

## 6 その他

Q6-1 余裕期間中の受注者の連絡相手先はどのようになりますか。

A6-1 代表連絡先又は工事内容がわかる部署を、受注者の連絡窓口としてください。

Q6-2 余裕期間制度については、技術者の配置に関するもののほかに、受注者にとってどのようなメリットがありますか。

A6-2 余裕期間内については、技術者の配置を要しないため、現場への資機材搬入や仮設物の設置等、工事の着手はできませんが、労働者の確保や現場に搬入しない建設資材の確保などの事前の準備はできます。そのため、受注者が工期の始期日を柔軟に選択することで、計画的に工事の施工体制を準備することが可能となるなどのメリットがあります。